

「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市絵島沖」
 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（変更） 新旧対照表

変更前（令和４年１２月）	変更後（令和５年１２月）
「秋田県八峰町及び能代市沖」、 「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、 「新潟県村上市及び胎内市沖」、 「長崎県西海市江島沖」 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針 令和４年１２月策定 経済産業省 国土交通省	「秋田県八峰町及び能代市沖」、 「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、 「新潟県村上市及び胎内市沖」、 「長崎県西海市江島沖」 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針 令和４年１２月策定 令和５年１２月変更 経済産業省 国土交通省

第7章 選定事業者の選定の流れ

(1) ～ (2) (略)

(3) 公募占用計画の評価、選定事業者の選定

1) ～2) (略)

3) 通知

(中略)

【選定結果公表時の公表内容】

ア) 選定事業者/非選定事業者いずれも以下を公表

i) 事業者名、構成員名

ii) 事業計画概要（発電設備出力、基数、風車機種、運転開始予定時期）

iii) 評価点（供給価格点、事業実現性評価点）、事業実現性評価点の内訳及び講評

イ) 選定事業者は、ア)に加えて、事業計画の要旨として以下を公表

i) 供給価格

ii) 事業実施体制

iii) 工事計画（スケジュール、利用する港湾名、港湾利用スケジュール）

iv) サプライチェーン形成計画の概要

v) 地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果

4) 選定又は非選定理由に関する説明

上記3)の選定又は非選定の通知を受けた者は、下記の受付期間内に、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して自らが選定又は非選定された理由に関する説明を求めることができる。

i) 提出様式 選定事業者の選定結果に係る確認書【様式5】

ii) 受付期間 通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内（土・日曜日、祝日を含まない。）

第7章 選定事業者の選定の流れ

(1) ～ (2) (略)

(3) 公募占用計画の評価、選定事業者の選定

1) ～2) (略)

3) 通知

(中略)

【選定結果公表時の公表内容】

ア) 選定事業者/非選定事業者いずれも以下を公表

i) 事業者名、構成員名

ii) 事業計画概要（発電設備出力、基数、風車機種、運転開始予定時期）

iii) 評価点（供給価格点、事業実現性評価点）、事業実現性評価点の内訳及び講評

イ) 選定事業者は、ア)に加えて、事業計画の要旨として以下を公表

i) 供給価格

ii) 事業実施体制

iii) 工事計画（スケジュール、利用する港湾名、港湾利用スケジュール）

iv) サプライチェーン形成計画の概要

v) 地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果

4) 選定又は非選定理由に関する説明

上記3)の選定又は非選定の通知を受けた者は、下記の受付期間内に、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して自らが選定又は非選定された理由に関する説明を求めることができる。

i) 提出様式 選定事業者の選定結果に係る確認書【様式5】

ii) 受付期間 上記3)の「選定結果公表時の公表内容」の全てを経済産業省及び国土交通省のホームページに掲載した日（令和6年3月）の翌日から

iii) 提出方法 電子メールによる。 (メール件名:「選定結果に係る確認書(事業者名・提出日)」) なお、電子メール送信後、提出先に着信確認の電話連絡を行うこと。 iv) 提出先 第10章(4)に記載した経済産業省及び国土交通省の担当部局とする。 v) 回答 上記への回答は、電子メールにより行う。 (4) (略)	起算して7日以内(土・日曜日、祝日を含まない。) iii) 提出方法 電子メールによる。 (メール件名:「選定結果に係る確認書(事業者名・提出日)」) なお、電子メール送信後、提出先に着信確認の電話連絡を行うこと。 iv) 提出先 第10章(4)に記載した経済産業省及び国土交通省の担当部局とする。 v) 回答 上記への回答は、電子メールにより行う。 (4) (略)
(別添6) 公募参加者一人あたりの落札制限に関する事項及び能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項 1. 公募参加者一人あたりの落札制限に関する事項 (略) 2. 能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項 (中略) ①「秋田県八峰町及び能代市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」のうち、下表に記載する「(ア)及び(イ)の評価点差」と「(ウ)及び(エ)の評価点差」を比較したときに評価点差の大きな区域(以下「甲区域」という。)において、評価点1位の公募占用計画の提出者を選定する。上記の評価点差が同点であった場合には、系統容量の大きな「秋田県八峰町及び能代市沖」を「甲区域」とする。 (備考) ・「秋田県八峰町及び能代市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」の公募参加者に対しては、他方の促進区域の公募参加者と能代港又は秋田港の利用期間の重複の有無について、令和5年7月までに書面にて通知する。	(別添6) 公募参加者一人あたりの落札制限に関する事項及び能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項 1. 公募参加者一人あたりの落札制限に関する事項 (略) 2. 能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項 (中略) ①「秋田県八峰町及び能代市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」のうち、下表に記載する「(ア)及び(イ)の評価点差」と「(ウ)及び(エ)の評価点差」を比較したときに評価点差の大きな区域(以下「甲区域」という。)において、評価点1位の公募占用計画の提出者を選定する。上記の評価点差が同点であった場合には、系統容量の大きな「秋田県八峰町及び能代市沖」を「甲区域」とする。 (備考) ・「秋田県八峰町及び能代市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」の公募参加者に対しては、他方の促進区域の公募参加者と能代港又は秋田港の利用期間の重複の有無について、令和5年7月までに書面にて通知する。

- ・各促進区域における審査・評価の結果、能代港及び秋田港のいずれにおいても利用期間の重複が発生しなかった場合には、本公募における全ての促進区域に係る選定結果を令和5年12月に前倒しで公表する。
 - ・各促進区域における審査・評価の結果、能代港又は秋田港において利用期間の重複が発生し、上記2.②及び③に記載した公募占用計画の再提出・再評価が行われる場合であっても、次のいずれも満たす場合には、「新潟県村上市及び胎内市沖」「長崎県西海市江島沖」に係る選定結果を令和5年12月に先行して公表することとする。なお、この場合、先行して公表する時点においては、選定事業者名のみを公表することとし、その他の事項については令和6年3月に併せて公表する。
- 1) 能代港又は秋田港の利用重複時における公募占用計画の再提出・再評価の結果に関わらず、公募参加者一人あたりの落札制限が適用されないことが明らかであること
 - 2) 本公募のうち、一部の促進区域の選定結果のみを先行して公表することが、本公募の公正な実施に支障を及ぼす恐れがないこと

- ・各促進区域における審査・評価の結果、能代港及び秋田港のいずれにおいても利用期間の重複が発生しなかった場合には、本公募における全ての促進区域に係る選定結果を令和5年12月に前倒しで公表する。
 - ・各促進区域における審査・評価の結果、能代港又は秋田港において利用期間の重複が発生し、上記2.②及び③に記載した公募占用計画の再提出・再評価が行われる場合であっても、次のいずれも満たす場合には、「新潟県村上市及び胎内市沖」「長崎県西海市江島沖」「甲区域」に係る選定結果を令和5年12月に先行して公表することとする。なお、この場合、先行して公表する時点においては、以下の内容を公表することとし、その他の事項については令和6年3月に併せて公表する。
- 1) 能代港又は秋田港の利用重複時における公募占用計画の再提出・再評価の結果に関わらず、公募参加者一人あたりの落札制限が適用されないことが明らかであること
 - 2) 本公募のうち、一部の促進区域の選定結果のみを先行して公表することが、本公募の公正な実施に支障を及ぼす恐れがないこと

【先行公表時の公表内容】

ア) 選定事業者/非選定事業者いずれも以下を公表

i) 事業計画概要（発電設備出力、基数、風車機種、運転開始予定時期）

ii) 評価点（供給価格点、事業実現性評価点）、事業実現性評価点の内訳

イ) 選定事業者は、ア)に加えて、以下を公表

i) 事業者名、構成員名

ii) 供給価格